

議案第 8 1 号

関市職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

関市職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例を次のとおり制定するものとする。

令和 4 年 1 2 月 2 日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

地方公務員法の一部改正に伴い、定年の引上げ後の関係条例の規定を整備するため、この条例を定めようとする。

関市職員の定年の引上げ等に伴う関係条例の整備に関する条例

(関市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第1条 関市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和27年関市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条中「期間、」の次に「その発令の日に受ける」を、「加算した額」の次に「。以下同じ。」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、その減ずる額が現に受ける給料の月額 $\frac{1}{10}$ の1に相当する額を超えるときは、当該額を減ずるものとする。

(単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第2条 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和33年関市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（以下「再任用職員」を「第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第2号中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第4条中「法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

(関市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 関市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年関市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に改める。

第21条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に改める。

(関市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第4条 関市職員の育児休業等に関する条例（平成4年関市条例第2号）の一部

を次のように改正する。

第2条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 定年等条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第11条に次の1号を加える。

(3) 定年等条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

第20条第2号中「第28条の5第1項」を「第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

第21条第1項中「再任用短時間勤務職員等」を「定年前再任用短時間勤務職員等」に改める。

（関市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第5条 関市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年関市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第28条の4第1項若しくは第28条の5第1項又は同法第28条の6第1項若しくは第2項」を「第22条の4第1項又は第22条の5第1項若しくは第2項」に、「同法第28条の5第1項」を「同法第22条の4第1項」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条、第4条第2項、第12条第1項第1号及び第18条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

（関市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第6条 関市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年関市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 関市職員の定年等に関する条例第9条の規定により異動期間（同条の規定により延長された期間を含む。）を延長された管理監督職を占める職員

附則に次の1項を加える。

3 関市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年関市条例

第 号) 附則第 2 条第 1 項の規定による期限の延長をすることとされている職員は、関市職員の定年等に関する条例第 4 条第 2 項の規定により期限を延長することとされている職員とみなして、この条例の規定を適用する。

(関市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第 7 条 関市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 (平成 1 7 年関市条例第 2 7 号) の一部を次のように改正する。

第 3 条中「第 2 8 条の 5 第 1 項」を「第 2 2 条の 4 第 1 項」に改める。

(関市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第 8 条 関市外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例 (平成 2 1 年関市条例第 2 9 号) の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中第 5 号を第 6 号とし、第 4 号の次に次の 1 号を加える。

(5) 関市職員の定年等に関する条例第 9 条の規定により異動期間 (同条の規定により延長された期間を含む。) を延長された管理監督職を占める職員

附則に次の 1 項を加える。

(経過措置)

3 関市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例 (令和 4 年関市条例第 号) 附則第 2 条第 1 項の規定による期限の延長をすることとされている職員は、関市職員の定年等に関する条例第 4 条第 2 項の規定により期限を延長することとされている職員とみなして、この条例の規定を適用する。

(関市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第 9 条 関市一般職の任期付職員の採用等に関する条例 (令和元年関市条例第 3 8 号) の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項中「第 2 8 条の 5 第 1 項」を「第 2 2 条の 4 第 1 項」に改める。

第 8 条を次のように改める。

第 8 条 第 3 条の規定により採用された職員の給料月額は、当該職員が地方公務員法第 2 2 条の 4 第 3 項に規定する定年前再任用短時間勤務職員 (以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。) であるとした場合に適用される関市職員の給与に関する条例 (昭和 3 3 年関市条例第 2 0 号。以下「給与条

例」という。)第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第2項の規定により当該職員の属する職務の級に応じた額とする。

2 第4条の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の給料月額は、当該職員が定年前再任用短時間勤務職員であるとした場合に適用される給与条例第3条第1項に規定する給料表の定年前再任用短時間勤務職員の項に掲げる基準給料月額のうち、同条第2項の規定により当該職員の属する職務の級に応じた額に、当該職員について定められた勤務時間を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

第10条第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正に伴う経過措置)

2 地方公務員法の一部を改正する法律(令和3年法律第63号)附則第9条第2項に規定する暫定再任用職員(以下「暫定再任用職員」という。)であって同法による改正後の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるもの(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。)は、同条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員(以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。)とみなして、第2条の規定による改正後の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例の規定を適用する。

3 暫定再任用職員(暫定再任用短時間勤務職員を除く。)は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、第2条の規定による改正後の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準を定める条例第2条各号の規定を適用する。

(関市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正に伴う経過措

置)

- 4 地方公務員法の一部を改正する法律附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員については、関市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第6条、第6条の3及び第15条の規定は、適用しない。

(関市職員の育児休業等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 5 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成30年法律第110号)第10条に規定する育児短時間勤務(同法第17条の規定による短時間勤務を含む。)を行う職員に対する関市職員の給与に関する条例(昭和33年関市条例第20号)附則第17項の規定の適用については、同項中「)とする」とあるのは、「)に、勤務時間条例第2条第2項の規定により定められた当該職員の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする」とする。

(関市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 暫定再任用職員(地方公務員法の一部を改正する法律附則第4条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第5条第1項から第4項まで、第6条第1項若しくは第2項(これらの規定を同法附則第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は第7条第1項から第4項までの規定により採用された職員をいう。)で地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占めるものは、第5条の規定による改正後の関市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第2条第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。